

令和5年度（2023年度）職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 知事部局、企業局、病院局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.9%
全職員	74.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.3%
本庁課長相当職	106.0%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.2%
31～35年	95.7%
26～30年	96.3%
21～25年	93.0%
16～20年	90.9%
11～15年	90.5%
6～10年	95.2%
1～5年	95.1%

【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員」は、例年どおり、男性職員の方が女性職員より勤続年数の長い職員や年齢層の高い職員の割合が大きいため、高い役職や職務級に占める割合も多くなっている。高い役職や職務級ほど、給料月額も高くなり、同様に期末勤勉手当も高くなることから、賃金差が生じている。その他、男性職員の方が扶養手当、管理職手当等を受給している割合が多いことも賃金差の要因となっている。

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員（非常勤職員）」について、男性職員は女性職員と比べて、災害復旧事業に従事する任期付職員や再任用職員等の給料月額の高い職の割合が大きいため、賃金差を生む主な要因となっている。また、比較的年収の低い会計年度任用職員が女性非常勤職員の多くを占めていることも、賃金差異の要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。